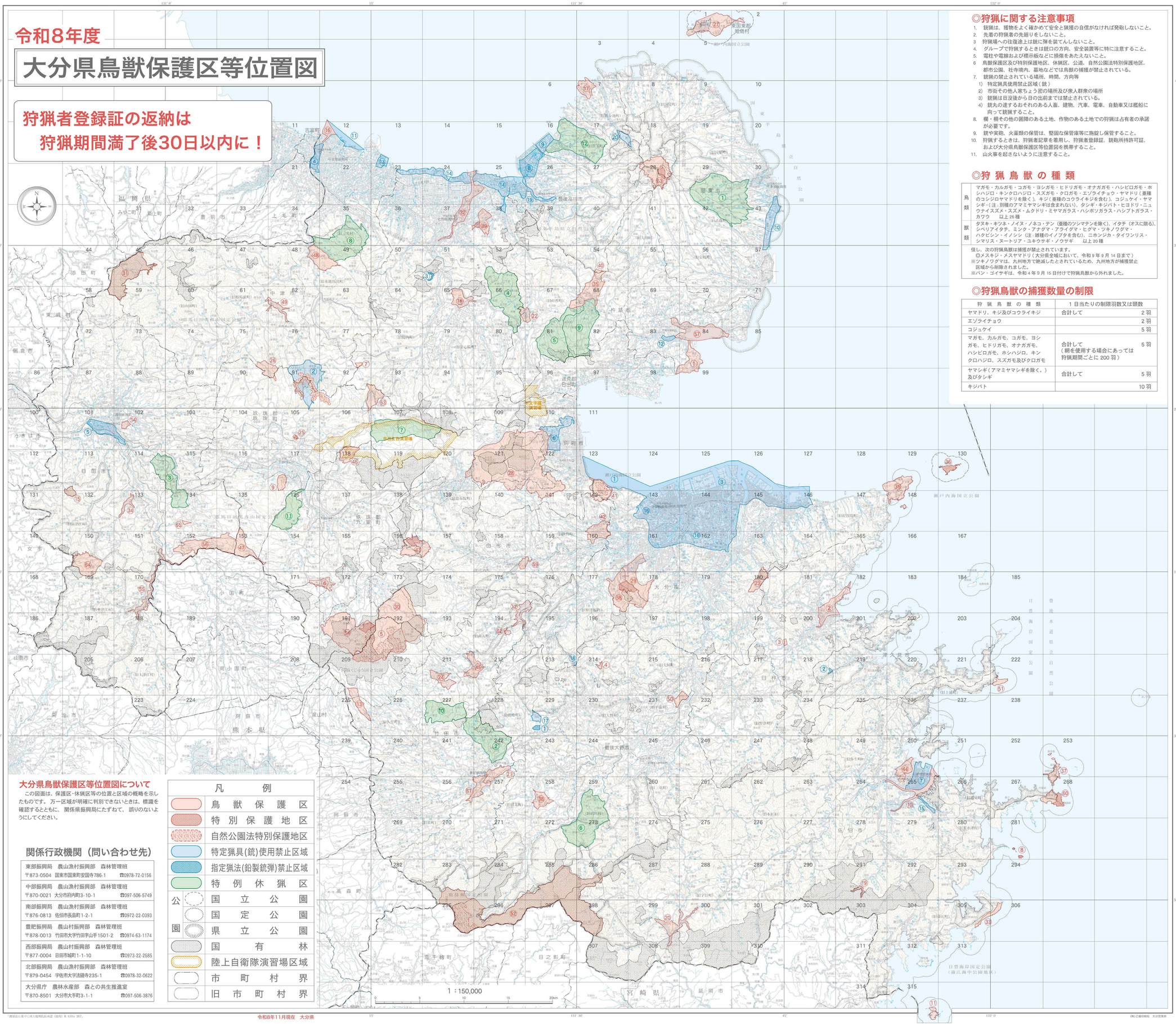
令和８年度

大分県鳥獣保護区等位置図

狩猟者登録証の返納は
狩猟期間満了後30日以内に！



大分県鳥獣保護区等位置図について

この図面は、保護区・休猟区等の位置と区域の概略を示したものです。万一区域が明確に判別できないときは、標識を確認するとともに、関係振興局にたずねて、誤りのないようにしてください。

凡例

	鳥獣保護区
	特別保護地区
	自然公園法特別保護地区
	特定猟具(銃)使用禁止区域
	指定猟法(鉛製銃弾)禁止区域
	特例休猟区
公	国立公園
	国定公園
園	県立公園
	国有林
	陸上自衛隊演習場区域
	市町村界
	旧市町村界

関係行政機関（問い合わせ先）

東部振興局　農山漁村振興部　森林管理班 〒873-0504　国東市国東町安国寺786-1	☎0978-72-0156
中部振興局　農山漁村振興部　森林管理班 〒870-0021　大分市府内町3-10-1	☎097-506-5749
南部振興局　農山漁村振興部　森林管理班 〒876-0813　佐伯市長島町1-2-1	☎0972-22-0393
豊肥振興局　農山村振興部　森林管理班 〒878-0013　竹田市大字竹田字山手1501-2	☎0974-63-1174
西部振興局　農山村振興部　森林管理班 〒877-0004　日田市城町1-1-10	☎0973-22-2585
北部振興局　農山漁村振興部　森林管理班 〒879-0454　宇佐市大字法鏡寺235-1	☎0978-32-0622
大分県庁　農林水産部　森との共生推進室 〒870-8501　大分市大手町3-1-1	☎097-506-3876

◎狩猟に関する注意事項

1. 銃猟は、獲物をよく確かめて安全と猟獲の自信がなければ発砲しないこと。
2. 先着の狩猟者の先廻りをしないこと。
3. 狩猟場への往復途上は銃に弾を装てんしないこと。
4. グループで狩猟するときは銃口の方向、安全装置等に特に注意すること。
5. 電柱や電線および標示板などに損傷をあたえないこと。
6. 鳥獣保護区及び特別保護地区、休猟区、公道、自然公園法特別保護地区、都市公園、社寺境内、墓地などでは鳥獣の捕獲が禁止されている。
7. 銃猟の禁止されている場所、時間、方向等
 1) 特定猟具使用禁止区域（銃）
 2) 市街その他人家ちょう密の場所及び衆人群衆の場所
 3) 銃猟は日没後から日の出前までは禁止されている。
 4) 銃丸の達するおそれのある人畜、建物、汽車、電車、自動車又は艦船に向って銃猟すること。
8. 柵・垣その他の囲障のある土地、作物のある土地での狩猟は占有者の承諾が必要です。
9. 銃や実砲、火薬類の保管は、堅固な保管庫等に施錠し保管すること。
10. 狩猟するときは、狩猟者記章を着用し、狩猟者登録証、銃砲所持許可証、および大分県鳥獣保護区等位置図を携帯すること。
11. 山火事を起さないように注意すること。

◎狩猟鳥獣の種類

鳥類	マガモ・カルガモ・コガモ・ヨシガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ・エゾライチョウ・ヤマドリ（亜種のコシジロヤマドリを除く）、キジ（亜種のコウライキジを含む）、コジュケイ・ヤマシギ（注：別種のアマミヤマシギは含まれない）、タシギ・キジバト・ヒヨドリ・ニュウナイスズメ・スズメ・ムクドリ・ミヤマガラス・ハシボソガラス・ハシブトガラス・カワウ　以上26種
獣類	タヌキ・キツネ・ノイヌ・ノネコ・テン（亜種のツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、シベリアイタチ、ミンク・アナグマ・アライグマ・ヒグマ・ツキノワグマ・ハクビシン・イノシシ（注：雄種のイノブタを含む）、ニホンジカ・タイワンリス・シマリス・ヌートリア・ユキウサギ・ノウサギ　以上20種

但し、次の狩猟鳥獣は捕獲が禁止されています。
◎メスキジ・メスヤマドリ（大分県全域において、令和９年９月14日まで）
※ツキノワグマは、九州地方で絶滅したとされているため、九州地方が捕獲禁止区域から削除されました。
※バン・ゴイサギは、令和４年９月15日付けで狩猟鳥獣から外れました。

◎狩猟鳥獣の捕獲数量の制限

狩猟鳥獣の種類	１日当たりの制限羽数又は頭数
ヤマドリ、キジ及びコウライキジ	合計して　２羽
エゾライチョウ	２羽
コジュケイ	５羽
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ	合計して　５羽 （網を使用する場合にあっては狩猟期間ごとに200羽）
ヤマシギ（アマミヤマシギを除く。）及びタシギ	合計して　５羽
キジバト	10羽

◎大分県における狩猟に関する規制について

平成19年度から次のとおり狩猟に関する規制が変わりましたので、変更内容を確認したうえで狩猟を行ってください。
なお、他の都道府県で狩猟者登録をして狩猟を行う場合は、規制の内容が異なりますので、事前に確認のうえ狩猟を行ってください。

１．規制緩和等

①第二種特定鳥獣管理計画による緩和

鳥獣名	内容	H19～
イノシシ・シカ	狩猟期間	11月1日～3月15日
	捕獲頭数	無制限(H29～全国で無制限)
その他の鳥獣	狩猟期間	11月15日～2月15日

②特例休猟区の指定　狩猟期間

事業計画期間	H19～
特例休猟区	イノシシ・シカ可猟 ※

※特例休猟区では、イノシシ及びシカの捕獲を目的とした狩猟に限る。

２．法定猟具の使用について

①とらばさみ
使用禁止です。

②くくりわな
捕獲をしようとする鳥獣の種類により、次のとおり使用条件が異なります。

鳥獣名	使用条件	(輪の直径の制限)
イノシシ　シカ	①締め付け防止金具を付けること。 ②ワイヤーの径が4mm以上であること。 ③よりもどし金具を付けること。	12cm超　使用可
上記以外の鳥獣	①締め付け防止金具を付けること。	12cm以下

◎網猟、わな猟猟具の標識について

網猟、わな猟の登録を受けて狩猟する場合は、その使用する猟具ごとに住所、氏名並びに狩猟者登録証の都道府県知事名、登録年度及び登録番号を記載した金属又はプラスチック製の標識を付けてください。

◎標識鳥回収のお願い

渡り鳥の生態を調査するために、世界各地で鳥に足環を着けて放しています。
このような標識鳥を回収したときは、回収年月日、場所、回収場所、鳥の種類、回収時の状況やその後の措置、その他参考となる事項などとともに足環を添えて、最寄りの県振興局農山（漁）村振興部へ届けてください。

◎カモシカの錯誤捕獲について

設置したわなの周辺でカモシカの生息が確認された場合、わなを移動する等、錯誤捕獲の防止をお願いします。
なお、カモシカの錯誤捕獲を発見した場合は、下記に連絡願います。

佐伯市教育委員会	社会教育課	TEL 0972-22-4234
臼杵市教育委員会	文化・文化財課	TEL 0972-86-2725
竹田市教育委員会	まちづくり文化財課	TEL 0974-63-4818
豊後大野市教育委員会	社会教育課	TEL 0974-24-0040

◎ガンカモ類調査日の狩猟自粛について

ガンカモ類調査一斉調査は、例年１月の第２日曜日を基準日として行っています。 調査日はカモ類の狩猟を行わないよう、ご協力願います。

◎大分県における日の出、日の入時刻「国立天文台資料による」

（R08年度）

日の出・日没入　年月 / 日	令和８年11月		令和８年12月		令和９年１月		令和９年２月		令和９年３月	
	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入
1日	6:31	17:22	6:58	17:06	7:17	17:17	7:10	17:45	6:42	18:10
2日	6:32	17:22	6:59	17:06	7:17	17:18	7:09	17:46	6:41	18:11
3日	6:33	17:21	7:00	17:06	7:17	17:18	7:08	17:47	6:40	18:12
4日	6:34	17:20	7:01	17:06	7:17	17:19	7:07	17:48	6:39	18:12
5日	6:35	17:19	7:02	17:06	7:17	17:20	7:07	17:49	6:38	18:13
6日	6:36	17:18	7:03	17:06	7:18	17:21	7:06	17:50	6:36	18:14
7日	6:37	17:17	7:03	17:06	7:18	17:22	7:05	17:51	6:35	18:15
8日	6:38	17:17	7:04	17:06	7:18	17:22	7:04	17:51	6:34	18:16
9日	6:39	17:16	7:05	17:06	7:18	17:23	7:03	17:52	6:33	18:16
10日	6:39	17:15	7:06	17:06	7:18	17:24	7:03	17:53	6:31	18:17
11日	6:40	17:14	7:06	17:07	7:18	17:25	7:02	17:54	6:30	18:18
12日	6:41	17:14	7:07	17:07	7:18	17:26	7:01	17:55	6:29	18:19
13日	6:42	17:13	7:08	17:07	7:17	17:27	7:00	17:56	6:27	18:19
14日	6:43	17:12	7:08	17:07	7:17	17:28	6:59	17:57	6:26	18:20
15日	6:44	17:12	7:09	17:08	7:17	17:29	6:58	17:58	6:25	18:21
16日	6:45	17:11	7:10	17:08	7:17	17:30	6:57	17:59		
17日	6:46	17:11	7:10	17:08	7:17	17:30	6:56	18:00		
18日	6:47	17:10	7:11	17:09	7:16	17:31	6:55	18:01		
19日	6:48	17:10	7:12	17:09	7:16	17:32	6:54	18:01		
20日	6:49	17:09	7:12	17:10	7:16	17:33	6:53	18:02		
21日	6:50	17:09	7:13	17:10	7:15	17:34	6:52	18:03		
22日	6:50	17:08	7:13	17:11	7:15	17:35	6:51	18:04		
23日	6:51	17:08	7:14	17:11	7:15	17:36	6:49	18:05		
24日	6:52	17:08	7:14	17:12	7:14	17:37	6:48	18:06		
25日	6:53	17:07	7:15	17:12	7:14	17:38	6:47	18:07		
26日	6:54	17:07	7:15	17:13	7:13	17:39	6:46	18:07		
27日	6:55	17:07	7:15	17:13	7:13	17:40	6:45	18:08		
28日	6:56	17:07	7:16	17:14	7:12	17:41	6:44	18:09		
29日	6:57	17:06	7:16	17:15	7:11	17:42				
30日	6:58	17:06	7:16	17:15	7:11	17:43				
31日			7:17	17:16	7:10	17:44				

＊「日の出」「日の入」の時間が１分間前後することがありますので必ず新聞で確認すること。

「国立天文台資料による」

◎狩猟及び有害鳥獣捕獲のため国有林へ入林する場合

1. 国有林内で鳥獣の捕獲等をされる場合は、事前に、その区域の国有林を管轄する森林管理署等へ「入林届」を提出していただくことになりますので、入林届を入手して「入林届様式」に必要事項を記入の上、入林を予定される国有林を管轄している森林管理署等に提出をお願いします。なお、入林届は森林管理局へ提出することも可能です。
2. 複数の森林管理署等の管轄する国有林へ入林を予定される場合は、入林を予定される国有林を管轄しているそれぞれの森林管理署等に「入林届」の提出をお願いします。なお、入林届は森林管理局へ提出することも可能です。
3. 「入林届」の提出に当たり手数料としては、ですきだけ余裕をもった日程での提出をお願いします。
4. 国有林内で鳥獣の捕獲等を実施される場合は、安全のため以下の事項に注意してください。
 (1) 入林される際は、「安全のための遵守事項」、「入林に際しての遵守事項」をご確認ください。
 (2) 国有林内で作業を行っている者の安全確保のため、国有林内の作業地等を立入禁止区域としていますので、必ず立入禁止区域図等を入手し、立入禁止区域を確認してください。事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合もありますので、入林の際はお手持ちの立入禁止区域図が最新かどうかご確認ください。
 (3) 銃猟は、その場所が安全であることを確認の上で実施してください。
 (4) 国有林内での鳥獣の捕獲は、できるだけ作業をしていない土・日・祝日に実施されるようお願いします。実際に入林する日が決まった場合には、前日までに日時及び場所等を管轄する森林管理署等にご連絡ください。特に土・日・祝日以外に実施される場合は、必ず連絡してください。
 (5) 森林管理署等の捺受印が押印された「入林届」を車両の見やすいところに掲示してください。
 (6) 銃猟を使用する場合（止め刺しに使用する場合を含む。）は、注意喚起看板を車両の見やすい場所に掲示してください。
 (7) 入林される箇所につきましては、職員等の車両及び工事用車両が通行する場合もありますので、安全運転に努めるとともに、車両等の駐車は離合できる広いところにお願いします。
 (8) 場所によっては、一般の方が入林している場合もありますので、十分注意してください。
 (9) 森林管理署等職員の指示には必ず従ってください。
 (10) 山火事が発生しないよう火気の取扱いには十分気をつけてください。

九州森林管理局

◎陸上自衛隊演習場への立ち入り禁止

陸上自衛隊日出生台及び十文字原演習場への立ち入りについて禁止されておりますので、絶対に立ち入らないこと。

陸上自衛隊

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHi 207」
令和8年11月現在　大分県
(株)エム総印刷社　大分営業所